

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団

役員等の報酬及び費用弁償等支給規程

平成 25 年 4 月 1 日施行

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団役員等の報酬及び費用弁償等支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人出雲市芸術文化振興財団（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 使用人兼務理事とは、役員でありながら使用人の地位を兼ねる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費であり、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、第4条第1項各号のとおりとする。
- 3 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、評議員会等出席の都度、定額を支給することができる。
- 4 使用人兼務理事は、役員としての職務執行の対価は無報酬とし、使用人としての対価は、出雲市芸術文化振興財団職員の給与に関する規則に基づき給与・賞与等を支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 本財団の常勤役員の報酬月額、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 150,000 円以内
 - (2) 常務理事 無報酬
- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会出席

等の都度、1人1回当たり5,000円とする。

3 評議員に対する報酬は、評議員会出席等の都度、1人1回当たり5,000円とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人出雲市芸術文化振興財団の移行登記の日から施行する。